

## 9. 連合会から厚生年金基金への移行

※ 連合会が厚生年金基金から資産を引き継いでいる場合、連合会から厚生年金基金への移換は、基本部分の権利義務移転に併せて、厚生年金基金の加算部分に係る積立金の移換を行う【法律】。

### (1) 加入者期間・加入員期間の取扱い【政令、省令、通知】

#### ① 厚生年金基金から引き継いだ者について移換する場合

##### i 基本部分の移転（権利義務移転）について

- ・ 引継前厚生年金基金の加入員期間を、移換先厚生年金基金の加入員期間とみなすこととする。

##### ii 加算部分（積立金）の移換について

###### ○ 連合会が脱退一時金相当額を引き継いでいる場合

- ・ 引継前厚生年金基金の加算加入員期間の全部又は一部について、移換先厚生年金基金は加算加入員期間に合算することとする。

###### ○ 連合会が残余財産を引き継いでいる場合

- ・ 引継前厚生年金基金の加入員期間の全部又は一部について、移換先厚生年金基金は加算加入員期間に合算することとする。

#### ② 確定給付企業年金から引き継いだ者について移換する場合

##### i 連合会が脱退一時金相当額を引き継いでいる場合

- 引継前確定給付企業年金の脱退一時金相当額の算定基礎期間の全部又は一部について、厚生年金基金は加算加入員期間に合算することとする。

##### ii 連合会が残余財産を引き継いでいる場合

- 引継前確定給付企業年金の加入者期間の全部又は一部について、厚生年金基金は加算加入員期間に合算することとする。

①②で一部の期間について合算する場合においては、厚生年金基金は、合理的な範囲で行うものとする。

※ 平成17年10月1日以前に連合会に移換した者については、必要な情報が連合会に引き継がれていないことがあるが、その場合は、引継前確定給付企業年金の加入者期間又は引継前厚生年金基金の加入員期間として本人が申し出た期間の全部又は一部を、移換先厚生年金基金の加算加入員期間に合算することとする。

### (2) 移換申出期限【政令、通知】

- 本人は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した時から3月以内に申し出ることとする。

※ これに合わせ、元基金へ再加入する場合の交付請求期限を規定している「厚生年金基金事務取扱い準則（昭和42年3月28日年企発第20号）」第6の3（2）を改正。（現在は、元基金の資格を取得した日の属する月の翌月の15日まで。）

(3) 引継事項【省令】

- ・ 氏名・性別・生年月日・住所
- ・ 移換する年金給付等積立金の額
- ・ 引継前確定給付企業年金の脱退一時金相当額の算定基礎期間又は引継前厚生年金基金の加算加入員期間（中途脱退時）
- ・ 引継前確定給付企業年金の加入者期間又は引継前厚生年金基金の加入員期間（制度終了時）
- ・ 基礎年金番号

(4) 移換額【法律、政令】

- 厚生年金基金から引き継いでいる積立金については、以下のとおり計算する（政令）。
  - ・ 中途脱退者分については、基本部分に充てるべき積立金は、厚生年金基金から連合会へ移換する現価相当額と同様に計算する。
  - ・ 解散基金加入員分（3-2で厚生年金基金から確定給付企業年金に権利義務承継をした際に解散基金加入員とみなされた者を含む。）については、代行部分に充てるべき積立金は、厚生年金基金の解散時に連合会に移換する最低責任準備金を過去期間代行給付現価で按分して計算する。
  
- 確定給付企業年金から引き継いでいる積立金及び厚生年金基金から引き継いでいる加算部分に係る積立金の額は、連合会の規約で定める（法律）。

(5) 移換しようとする先の厚生年金基金が将来返上の認可を受けている場合【通知】

- 移換しようとする先の厚生年金基金が将来返上の認可を受けている場合は代行部分の権利義務移転ができないため、連合会が厚生年金基金から引き継いだ積立金の移換は認めないこととする。

(6) 連合会へ申し出る者【通知】

- 連合会から積立金を移換する際は、あらかじめ移換先厚生年金基金が連合会に登録をしている場合にあっては、本人の申出を受けた移換先厚生年金基金から連合会に申し出ることができることとする。この場合、厚生年金基金は、本人が積立金の移換を申し出てから速やかに連合会に申し出るものとする。

(7) 関係告示の整備【告示】

- 元基金へ再加入する場合について規定されている現価相当額の計算方法等の告示について、所要の整備を行う。

## 10. 連合会から確定拠出年金への移行

### (1) 加入者期間の取扱い【法律、政令、省令】

- ① 連合会が脱退一時金相当額を引き継いでいる場合
  - 引継前確定給付企業年金の脱退一時金相当額の算定基礎期間又は引継前厚生年金基金の加算加入員期間の全部を、確定拠出年金の通算加入者等期間に合算することとする。
- ② 連合会が残余財産を引き継いでいる場合
  - 引継前確定給付企業年金の加入者期間又は引継前厚生年金基金の加入員期間の全部を、確定拠出年金の通算加入者等期間に合算することとする。

※ 平成17年10月1日以前に連合会に移換した者については、必要な情報が連合会に引き継がれていないことがあるが、その場合は、引継前確定給付企業年金の加入者期間又は引継前厚生年金基金の加入員期間として本人が申し出た期間の全部又は一部を、確定拠出年金の通算加入者等期間に合算することとする。

### (2) 移換申出期限【政令】

- 本人は、確定拠出年金の加入者の資格を取得した時から3月以内に申し出ることとする。

### (3) 引継事項【省令】

- ・ 氏名・性別・生年月日・住所
- ・ 移換する年金給付等積立金の額
- ・ 引継前確定給付企業年金の脱退一時金の算定基礎期間又は引継前厚生年金基金の加算加入員期間（中途脱退時）
- ・ 引継前確定給付企業年金の加入者期間又は引継前厚生年金基金の加入員期間（制度終了時）
- ・ 基礎年金番号

### (4) 移換額【法律、政令】

- 企業年金連合会から確定拠出年金へ移換する積立金の額は、連合会の規約で定める。

### (5) 連合会へ申し出る者【通知】

- 連合会から積立金を移換する際は、あらかじめ確定拠出年金の事業主又は国民年金基金連合会（以下「事業主等」という。）が連合会に登録をしている場合にあつては、本人の申出を受けた事業主等から連合会に申し出ることができることとする。この場合、事業主等は、本人が積立金の移換を申し出てから速やかに連合会に申し出るものとする。

## 1 1. 厚生年金基金から連合会への移行

### (1) 移換申出期限【政令】

- 基金は、厚生年金基金の加入員の資格を喪失した時から1年以内に申し出ることとする。

### (2) 引継事項【省令】

- 基金から連合会へ脱退一時金相当額を移換する際に、加算加入員期間も引き継ぐこととする。

## 1 2. 共通事項

### (1) 規約の定め方【通知】

- 脱退一時金相当額の受け入れ先を具体的に規定しない包括的な規定も認めることとする。

### (2) 脱退一時金の設定方法【通知】

- グループ内異動に伴う脱退一時金額と、その他の転職の場合の脱退一時金額に差を付けることについては、認めることとする。ただし、特定の者について不当に差別的であってはならないという法律の規定に違反してはならない。

### (3) 本人への説明【政令・省令】

- 資産の移換元の制度は本人が加入者（加入員）の資格を喪失した際に、移換先の制度は本人が加入者（加入員）の資格を取得した際に、資産移換の可否、申出期間、制度の内容・税制等について、本人に十分に説明しなくてはならないこととする。

## II 企業年金連合会の会員

### 1. 基本的考え方

- 確定給付企業年金の中途脱退者及び終了制度加入者等についても、厚生年金基金連合会で年金通算を行うこととなり、また連合会から確定拠出年金への移換もできることとなったことに伴い、厚生年金基金連合会は企業年金連合会へと改称し、企業年金全体の通算機能を持つこととなる。

### 2. 連合会の会員【法律、政令】

- 連合会の会員は、従来の厚生年金基金に加え、確定給付企業年金、企業型確定拠出年金とする。

### Ⅲ 確定拠出年金の脱退一時金の支給要件の緩和

#### 1. 現行の脱退一時金支給要件の一部緩和

##### 1-1 基本的考え方

- 現行制度上の脱退一時金の受給要件の一つである「通算拠出期間が1年以上3年以下」を満たさない場合においても、個人別管理資産の額が一定額以下であれば、脱退一時金を受給できることとする制度の創設に伴い、資産額の判定方法の手続等を定める。

(注) このほか、確定拠出年金法（以下「法」という。）附則第3条第1項第1号から第4号まで及び第6号並びに第7号に掲げる要件に該当することが必要。

##### 1-2 資産要件の判定

###### (1) 脱退一時金を受給するための資産額の要件【政令】

- 請求者の個人別管理資産の額として次の「個人別管理資産額の計算方法」により計算した額が、50万円以下であることとする。

###### (2) 個人別管理資産額の計算方法【政令】

- ① 企業型年金の資格を喪失した者の場合（②に該当する場合を除く。）及び個人型年金の資格を喪失した者の場合

- 脱退一時金を請求した日（以下「請求日」という。）が属する月の前月の末日における請求者の個人別管理資産の時価評価額（運用を行う前の待機資金を含む）に、当該時点後、請求日までに資産に繰り入れられることとなる掛金拠出額及び企業年金制度からの移換資産の額を合算した額から、事業主に返還する額を控除して算定する。

- 具体的には、アからウまでに掲げる額の合計額からエに掲げる額を控除した額とすることとする。

ア 請求日が属する月の前月の末日における資産評価額（各商品の口数×各商品の時価+待機資金）

イ 喪失日までに拠出することとなっている掛金で、請求日が属する月の前月の末日において未拠出のもの（喪失月の前月分まで）

ウ 法第54条の規定により移換することとなっている資産（企業年金制度又は退職手当制度に係るもの）で、請求日が属する月の前月の末日において未移換のものであって、請求日までに移換されるもの

(注) 企業年金からの移換を受けないことを選択した者の場合は、移換額は考慮しない。

エ 事業主返還金相当額（①の資産評価額に、規約に記載されている計算

式を当てはめて算出した額)

② 企業型年金の資格を喪失した後、その資産が国民年金基金連合会に自動移換された者の場合

○ 請求日が属する月の前月の末日における個人別管理資産の額とする。

### 1-3 新要件の適用について【通知】

○ 施行日において、すでに確定拠出年金の加入者資格を喪失している者が、施行日以後に脱退一時金を請求した場合には、新しい要件により脱退一時金を受給することができることとする。

### 1-4 企業型年金を実施している企業からの情報提供【省令】

○ 企業型年金の脱退者から脱退一時金の請求があった場合においては、当該企業型年金を実施している企業の事業主は、当該請求者に係る情報（請求日が属する月の前月の末日より後に資産に繰り入れられることとなる掛金拠出額及び企業年金制度からの移換資産の額等）を、速やかに企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

○ 具体的には、以下のような規定とする。

・ 事業主は、企業型年金加入者がその資格を喪失したときは、速やかに、次に掲げる事項を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

- 一 喪失日までに拠出することとなっている掛金で基準日において未拠出のもの（喪失月の前月分まで）
- 二 法第54条の規定により移換することになっている資産（企業年金制度または退職手当制度に係るもの）で未移換のもの
- 三 事業主返還金相当額（基準日における資産評価額に、規約に記載されている計算式を当てはめて算出した額）

## 2 企業型年金から支給される脱退一時金の受給要件

### 2-1 基本的考え方

○ 企業型年金の加入者資格を喪失した場合において、資産額がきわめて少額であるときに、個人型年金の加入者資格の有無にかかわらず、企業型記録関連運営管理機関に請求して脱退一時金を受給することができることとする制度の創設に伴い、資産額の判定方法の手続等を定める。

## 2-2 資産要件の判定

### (1) 脱退一時金を受給するための資産額の要件【政令】

- 請求者の個人別管理資産の額として次の「個人別管理資産額の計算方法」により計算した額が、1万5千円以下であることとする。

### (2) 個人別管理資産額の計算方法【政令】

- 請求日が属する月の前月の末日における請求者の個人別管理資産の時価評価額（運用を行う前の待機資金を含む）に、当該時点後、請求日までに資産に繰り入れられることとなる掛金拠出額及び企業年金制度からの移換資産の額を合算した額から、事業主に返還する額を控除して算定する。

- 具体的には、アからウまでに掲げる額の合計額からエに掲げる額を控除した額とすることとする。

ア 請求日が属する月の前月の末日における資産評価額（各商品の口数×各商品の時価+待機資金）

イ 喪失日までに拠出することとなっている掛金で、請求日が属する月の前月の末日において未拠出のもの（喪失月の前月分まで）

ウ 法第54条の規定により移換することとなっている資産（企業年金制度又は退職手当制度に係るもの）で、請求日が属する月の前月の末日において未移換のものであって、請求日までに移換されるもの

（注） 企業年金からの移換を受けないことを選択した者の場合は、移換額は考慮しない。

エ 事業主返還金相当額（①の資産評価額に、規約に記載されている計算式を当てはめて算出した額）

## 2-3 脱退一時金の額【政令】

- 請求をした者の個人別管理資産に係るすべての運用の方法に係る資産が現金化された日（その請求をした日から起算して3月を経過するまでの日に限る。）における個人別管理資産額とする。

（注） 法附則第3条の場合について規定する同法施行令第59条と同様の規定。

## 2-4 企業型年金を実施している企業からの情報提供【省令】

- 1-4と同様。